

**平成 17 年度 貸借 対照 表**

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金及び預貯金	5,064	保険契約準備金	121,519
現金	0	支払備金	2,125
預貯金	5,064	責任準備金	119,393
コールローン	734	契約者配当準備金	0
有価証券	130,619	代理店借	71
国債	77,697	再保険借	45
株式	0	その他負債	841
外国証券	7,799	未払法人税等	9
その他の証券	45,122	未払金	220
貸付金	677	未払費用	340
保険約款貸付	677	預り金	41
代理店貸	17	金融派生商品	60
再保険貸	10	仮受金	168
その他資産	1,879	価格変動準備金	253
未収金	1,343	繰延税金負債	473
前払費用	158	負債の部 合計	123,203
未収収益	184		
預託金	159	<b>(資本の部)</b>	
その他の資産	34	資本金	38,500
貸倒引当金	33	資本剰余金	17,500
		資本準備金	17,500
		利益剰余金	41,069
		当期末処理損失	41,069
		(当期純損失)	(4,676)
		株式等評価差額金	833
		資本の部 合計	15,764
<b>資産の部合計</b>	<b>138,967</b>	<b>負債及び資本の部合計</b>	<b>138,967</b>

(重要な会計方針)

1. 有価証券(現金及び預貯金のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 不動産(平成10年4月1日以降に取得した建物を除く)及び動産の減価償却の方法は定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物の減価償却の方法は定額法により行っております。  
なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
4. 外貨建資産・負債は、3月末の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。  
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しておりますが、過去の一定期間における貸倒実績がない債権については、格付機関が公表しているデフォルト率を債権額に乗じた額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づいて、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
8. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。
  - (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
9. その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(会計方針の変更)

当事業年度より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、税引前当期純損失は2,668百万円増加しております。

なお、減損損失累計額は、各資産の金額から直接控除しております。

(貸借対照表の注記)

1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は、いずれもありません。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又

は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算として3ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

2. 不動産及び動産の減損損失を含む減価償却累計額は、1,131百万円であります。
3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は13,471百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
4. 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産の額は、2,733百万円であります。
5. 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機等があります。
6. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	0百万円
当期契約者配当金支払額	0百万円
利息による増加等	- 円
契約者配当準備金戻入額	0百万円
当期末現在高	0百万円
7. 担保に供されている資産の額は、296百万円であります。
8. 外貨建資産の額は、3,546百万円であります(主な外貨額17百万米ドル及び10百万ユーロ)。このうち、ドル建資産については、為替予約により為替変動リスクをヘッジしております。外貨建負債の額は、79百万円であります(主な外貨額0百万米ドル、6百万韓国ウォンおよび1百万香港ドル)。
9. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する期末における当社の今後の負担見積額は24百万円であります。  
なお、当該負担金は拋出した年度の事業費として処理しております。
10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する期末における当社の今後の負担見積額は325百万円であります。  
なお、当該負担金は拋出した年度の事業費として処理しております。
11. 税効果会計に基づく繰延税金資産および繰延税金負債(その他有価証券の評価差額差益に係る部分を除く)につきましては、ビジネスプランにおける今後5年間の収支見通し及び税務上の繰越欠損金の額からみて、将来の税金負担額に影響を与えないと判断したため計上しておりません。なお、繰延税金資産として計上しなかった金額は、118億円(主な原因別内訳は、税務上の繰越欠損金300億円)であります。また、繰延税金負債473百万円の原因別内訳は、その他有価証券評価差額金1,306百万円であります。
12. 資本の欠損は、41,069百万円であります。
13. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は77,100百万円、時価は76,164百万円であります。  
なお、責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は以下の通りであります。  
責任準備金対応債券の区分については、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、個人保険のうち、医療保険、終身保険、養老保険、がん保険の小区分を設定しております。なお、養老保険区分は平成17年3月に新設いたしました。  
それぞれの小区分における責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しています。当該責任準備金の額ならびにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価ならびにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分ならびに目標デュレーションの見直しを四半期毎に行っております。
14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 平成 1 7 年度 損 益 計 算 書

〔 平成17年4月 1 日から  
平成18年3月31日まで 〕

( 単位 : 百万円 )

	科 目	金 額
経 常 損 益 の 部	<b>経常収益</b>	<b>28,209</b>
	<b>保険料等収入</b>	<b>19,633</b>
	保険料	19,555
	再保険収入	77
	<b>資産運用収益</b>	<b>6,002</b>
	利息及び配当金等収入	3,211
	預貯金利息	0
	有価証券利息・配当金	3,191
	貸付金利息	20
	その他利息配当金	0
	有価証券売却益	1,014
	特別勘定資産運用益	1,776
	<b>その他経常収益</b>	<b>2,573</b>
	責任準備金戻入額	2,546
	その他の経常収益	27
経 常 費 用 の 部	<b>経常費用</b>	<b>28,648</b>
	<b>保険金等支払金</b>	<b>21,088</b>
	保険金	1,956
	年金	0
	給付金	1,067
	解約返戻金	15,180
	その他返戻金	2,699
	再保険料	184
	<b>責任準備金等繰入額</b>	<b>97</b>
	支払備金繰入額	97
	契約者配当金積立利息繰入額	0
	<b>資産運用費用</b>	<b>885</b>
	支払利息	0
	有価証券売却損	525
	金融派生商品費用	249
為替差損	3	
その他運用費用	106	
<b>事業費</b>	<b>6,496</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>80</b>	
税金	75	
その他の経常費用	5	
	<b>経常損失</b>	<b>438</b>
特 別 損 益 の 部	<b>特別利益</b>	<b>13</b>
	貸倒引当金戻入額	13
	<b>特別損失</b>	<b>4,241</b>
	減損損失	2,668
	価格変動準備金繰入額	32
	その他特別損失	1,540
	<b>契約者配当準備金繰入額</b>	<b>0</b>
	<b>税引前当期純損失</b>	<b>4,666</b>
	<b>法人税及び住民税</b>	<b>10</b>
	<b>当期純損失</b>	<b>4,676</b>
	<b>前期繰越損失</b>	<b>36,392</b>
	<b>当期末処理損失</b>	<b>41,069</b>

ピーシーエー生命保険株式会社

( 損益計算書の注記 )

1. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 19 百万円、株式等 995 百万円であります。
2. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 24 百万円、株式等 331 百万円、外国証券 168 百万円であります。
3. 金融派生商品費用には為替予約の評価益が 311 百万円含まれております。
4. 利息及び配当金等収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	3,191 百万円
貸付金利息	20 百万円
その他利息配当金	0 百万円
計	3,211 百万円
5. 1 株当たり当期純損失は 4,175 円 69 銭であります。
6. 当事業期間における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。
  - (1) 資産をグルーピングした方法  
保険営業等の用に供している不動産及び動産について、保険営業全体で 1 つの資産グループとしております。
  - (2) 減損損失の認識に至った経緯と減損損失の内訳  
当面の保険料収入水準を前提に、保険営業に係る将来キャッシュフローによって帳簿価額の回収が見込まれない資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(2,668 百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。
  - (3) 回収可能価額の算定方法  
回収可能価額は、資産グループの継続使用と使用後の処分によって見込まれる将来キャッシュフローの現在価値により算定される使用価値により算定しております。
7. その他特別損失は、事業構造転換に伴う希望退職者への割増退職金および支社閉鎖費用等あります。
8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。